

新旧対照表

改正後	改正前
カード規定	カード規定
1 カードの利用	1 カードの利用
普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金（当組合取引に限ります。）、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>同一名義で当組合に開設された全ての</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金（当組合取引に限ります。）、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>当組合に開設された</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。
2～18 （省略）	2～18 （省略）
<u>(2025年12月1日現在)</u>	<u>(2025年6月1日現在)</u>

新旧対照表

改正後	改正前
ICカード規定	ICカード規定
1 カードの利用	1 カードの利用
(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金（当組合取引に限ります。）、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>同一名義で当組合に開設された全ての</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金（当組合取引に限ります。）、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>当組合に開設された</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。
2～18 （省略）	2～18 （省略）
<u>(2025年12月1日現在)</u>	<u>(2025年6月1日現在)</u>